

反ワクチン・反マスク訴訟

（メディアが報道しない不都合な真実）

弁護士 南 出 喜久治

【武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件】

令和 3 年 7 月 30 日提訴。東京地方裁判所（民事第 2 部）令和 3 年（行ウ）第 301 号事件。

第 1 回口頭弁論期日 令和 3 年 10 月 12 日午後 1 時 30 分、第 703 号法廷

原告 3 名、被告・国。

原告ら訴訟代理人弁護士 南出喜久治、木原功仁哉

※ 請求の趣旨（令和 3 年 8 月 30 日付け準備書面（3）による追加的変更後のもの）

- 一 被告は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」といふ。）第 6 条第 8 項の指定感染症として、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条により「新型コロナウイルス」（以下「武漢ウイルス」といふ。）感染症（以下「武漢ウイルス感染症」といふ。）と指定した処分を取り消せ。
- 二 被告は、武漢ウイルス感染症を感染症法第 6 条第 7 項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されてゐる同項第 3 号の「新型コロナウイルス感染症」と指定した処分を取り消せ。
- 三 被告は、武漢ウイルス感染症を前項の「新型インフルエンザ等感染症」として行ふ感染症対策を行つてはならない。
- 四 被告は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号）第 14 条の 3 に基づき、
 - 1 令和 3 年 2 月 14 日になした mRNA ワクチン（販売名：コミナティ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：トジナメラン、申請者名：ファイザー株式会社、申請年月日：令和 2 年 12 月 18 日）の特例承認
 - 2 令和 3 年 5 月 21 日になしたウイルスベクターワクチン（販売名：バキスゼブリア筋注、一般名：コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター、申請者名：アストラゼネカ株式会社、申請年月日：令和 3 年 2 月 5 日）の特例承認
 - 3 前同日になした mRNA ワクチン（販売名：COMD19 ワクチンモデルナ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）、申請者名：武田薬品工業株式会社、申請年月日：令和 3 年 3 月 5 日）の特例承認をいずれも取り消せ。

- 五 原告らには、前項のワクチン（以下「武漢ウイルスワクチン」といふ。）について、予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）第9条の義務がないことを確認する。
- 六 被告が、第四項の各申請者との間で、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）に基づいて締結した損失補償契約は無効であることを確認する。
- 七 被告は、ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction）を用いた SARS-CoV-2 遺伝子断片用検出用キットによるすべての検査（以下「PCR 検査」といふ。）を武漢ウイルスの感染病原体の有無を判定するための目的で使用してはならない。
- 八 被告は、武漢ウイルスワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書（ワクチン・パスポート）を発行交付すること、及び、前項の PCR 検査で陰性となった者に武漢ウイルスに感染してゐないとするを証明する文書（陰性証明書）を発行交付すること、をいずれも行つてはならない。
- 九 原告らには、マスクの着用義務がないことを確認する。
- 十 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年制令第122号）第5条の5及び同第12条の各第3号の「発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止」の規定は無効であることを確認する。
- 十一 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年制令第122号）第5条の5及び同第12条の各第7号の「正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止」の規定は無効であることを確認する。
- 十二 被告は、原告らに対し、それぞれ金30万円を支払へ。
- 十三 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を並びに第十二項につき仮執行の宣言を求める。

【マスク着用義務不存在確認等請求事件】

令和3年8月30日提訴。釧路地方裁判所令和3年（行ウ）第5号事件
原告・福地裕行（白糠市長議会議員）、被告・白糠町議会、白糠町。
原告訴訟代理人弁護士 南出喜久治、木原功仁哉

※ 請求の趣旨

- 一 被告白糠町議会は、同議会運営委員会が原告に対し令和2年6月になしたマスク着用を義務付けた処分を取り消せ。
- 二 被告白糠町議会は、同議長富田忠行が令和3年7月5日になした原告に対する発言禁止処分を取り消せ。
- 三 原告には、マスク不着用で被告の議会議場に出席して発言する権利があることを確認する。
- 四 被告白糠町は原告に対し金20万円を支払へ
- 五 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決を求める。

【除名処分無効確認等請求事件】

令和3年9月29日、東京地方裁判所に提訴予定。

原告・池田利恵（日野市議会議員）、被告・自由民主党 外2名。

原告訴訟代理人弁護士 南出喜久治

※ 請求の趣旨

- 一 令和3年3月2日付けで被告自由民主党（以下「自民党」といふ。）の日野支部長の被告西野正人名で原告になされた離党勧告処分及び同年4月28日付け自民党の東京都支部連合会党紀委員会委員長の被告林田武名で原告になされた除名処分は、いづれも無効であることを確認する。
- 二 自民党は、原告が自民党所属党員である東京都日野市議会議員として以下の政治活動を行ふことに対して不利益な取扱や処分をしてはならない。
 - 1 国に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」といふ。）第6条第8項の指定感染症として、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）第1条により「新型コロナウイルス」（以下「武漢ウイルス」といふ。）感染症（以下「武漢ウイルス感染症」といふ。）と指定した処分の取消を求める活動。
 - 2 国に対し、武漢ウイルス感染症を感染症法第6条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されてゐる同項第3号の「新型コロナウイルス感染症」と指定した処分の取消を求める活動
 - 3 国に対し、「新型インフルエンザ等感染症」（武漢ウイルス感染症）の指定に基づく感染症対策を行つてはならないとする活動
 - 4 国に対し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）第14条の3に基づいてなした以下の特例承認の取消を求める活動
 - (1) 令和3年2月14日になされた mRNA ワクチン（販売名：コミナティ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：トジナメラン、申請者名：ファイザー株式会社、申請年月日：令和2年12月18日）の特例承認
 - (2) 令和3年5月21日になされたウイルスベクターワクチン（販売名：バキスゼブリア筋注、一般名：コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター、申請者名：アストラゼネカ株式会社、申請年月日：令和3年2月5日）の特例承認
 - (3) 同日になされた mRNA ワクチン（販売名：COMD19 ワクチンモデルナ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）、申請者名：武田薬品工業株式会社、申請年月日：令和3年3月5日）の特例承認

- 5 国に対し、前記4の(1)ないし(3)のワクチンについて、予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）第6条第1項の義務がないことの確認を求める活動
 - 6 国に対し、国が前記4の(1)ないし(3)の各申請者との間で、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）に基づいて締結した損失補償契約が無効であることの確認を求める活動
 - 7 国に対し、ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction）を用いたSARS-CoV-2 遺伝子断片用検出用キットによるすべての検査（以下「PCR検査」といふ。）を武漢ウイルスの感染病原体検査の有無を判定するための目的で使用してはならないことを求める活動
 - 8 国に対し、前記4の(1)ないし(3)のワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書（ワクチン・パスポート）を発行交付すること、及び、PCR検査で陰性となった者に武漢ウイルスに感染してゐないとするを証明する文書（陰性証明書）を発行交付することをいづれも行つてはならないことを求める活動
 - 9 マスクの着用をせずに日常生活を営む活動
- 三 原告が行ふ前項の政治活動を自民党の政策として審議すべきことの提案を受理する義務が自民党にあることを確認する。
- 四 被告らは、原告に対し、連帯して金150万円を支払へ。
- 五 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決を並びに第四項につき仮執行の宣言を求める。

【解説】

以下は、上記の3つの訴訟で主張してゐる概要の極一部であり、これらの訴状はすべてネット上で公開し、あるいは公開予定なので、詳しくはそれらを参考にされたい。

※ ワクチンの危険性について

- 1 ワクチンは、世界の大幅な人口削減のために開発普及される。天然痘予防において、人痘接種法より安全性の高いとするエドワード・ジェンナー（Edward Jenner）の種痘（牛痘接種）法が、近代免疫学を切り開いたとするが、これに予防効果があつたとする証明は未だになされてをらず、むしろ、これは馬痘であつたことが明らかとなり、昭和23年に、英国政府は、種痘に天然痘の予防効果はないことを認め、むしろ、種痘が天然痘大流行の元凶であることを認めて、種痘の禁止を行つた。ジェンナーの成功体験といふ虚偽の幻想が不幸にしてその後のワクチン開発に拍車をかけた。
- 2 ビル・ゲイツは、米国のニューヨーク市に本部のあるLCCのTEDが、カリフォルニア州ロングビーチで行つた招待客限定のTED2010会議で、「ゼロへのイノベーション」（Innovating to zero!）といふ講演をし、その中で、世界の人口の削減のために、「新ワクチンや保健医療、生殖関連で十分な成果を収めれば、おそらく10%から15%抑へることができるとも思いません。」（https://www.ted.com/talks/bill_gates/transcript?language=ja）と発言し、同年1月のダボ

ス世界経済フォーラムにおいても、開発途上国の子供向けに感染症ワクチン開発（子宮頸がんワクチン含む）に今後 10 年間に 100 億ドル（約 1 兆円）規模の投資を行ふと発表した。

この 10%~15%の人口減少といふのは少なめの数字である。それが不妊ワクチンである子宮頸がんワクチンの普及が始まったことに対して、私は 11 年前から警鐘を鳴らし続けてきた (http://kokutaigoji.com/teigen/pdf/220723HPV_vaccine_PDF.pdf)。しかし、今度は、武漢ウイルス禍に乗じて、ビル・ゲイツは、ワクチンの開発のために、ファイザー社、モデルナ社などに多額の投資を行つてゐる。つまり、ワクチン開発は、不妊、断種、早死にさせる目的のためにある。

これは、世に言ふ陰謀論でも都市伝説でもなく、世界が直面してゐるの現実なのである。

- 3 そして、武漢ウイルスワクチンとして開発された mRNA ワクチンもウイルスベクターワクチンも、いずれも遺伝子操作、遺伝子組み替へのワクチンである。遺伝子組み換えへの食物に敏感に人たちにもワクチンへの警戒心を持たせないやうに巧妙な情報操作がなされてゐる。
- 4 mRNA ワクチン（ファイザー製、モデルナ製）は、その全体が脂質ナノ粒子（lipid nanoparticle LNP）でコーティングされてをり、血行性があり全身に移行する。体外に排出が不可能な物質のため体内に半永久的に残留する。特に、肝毒性があり、肝臓、脾臓、副腎、卵巣の血管内皮細胞に障害が起こると、回復させる手段がない。LNP は、臓器の血管壁等に付着して血管を損傷し破壊する。また、LNP の構成要素の PEG（ポリエチレングリコール）が水の構造的変化を引き起こし、生命の基本を支える仕組みを変へる。PEG の残留が微量であつても障害が残る可能性があり、この問題を評価するシステムも存在せず、急性の障害として、血管内皮細胞損傷による脳血管障害が起こりうる。
- 5 ウイルスベクターワクチン（アストラゼネカ製）は、血栓症を発症し、子宮頸がんワクチンと同様に、不妊の効果があるポリソルベート 80 が含有されてゐる。

※ ワクチンの不要性と保健政策の大転換

- 1 ワクチン効果については、当初は感染予防効果があるとされたが、イスラエル保健省に提出された数字によると、予防接種を受けたイスラエル人は、自然感染後よりも 6.72 倍感染する可能性が高く、予防接種を受けたイスラエル人の 5,193,499 人のうち 3,000 人以上 (0.0578%) が最新の波で感染した。つまり、ワクチン接種した人は、接種しなかつた人よりも、6.72 倍多く感染するので、感染予防効果どころか感染推進効果があるといふことである。感染予防効果が否定されると、今度は重症化予防効果があると言ひ出したが、その明確なエビデンスはない。
- 2 同様に、イスラエルのテルアビブ大学（Tel Aviv University）研究者によるワクチン接種者と非接種者との比較研究によると、76000 人を 3 グループ（①2 回ワクチン接種した人、②1 回接種した後に感染した人、③ワクチン接種しないで感染した人）に分け、新しいデルタ株に対して、①に属する人々は③及び②の人々よりも 6 倍以上の感

染率があるとのことである。

- 3 また、ハーバード大学 (Harvard University) 医学部マーテンカルドルフ (Martin Kulldorff) 教授は、コロナウイルスに直面したとき、自然免疫はワクチン接種から得られた免疫よりもはるかに有益であると発表した。

彼は、最近のイスラエルの研究結果 (ワクチン2回接種者は自然免疫を有する者と比較して、27倍以上のウイルス感染兆候を示してある) を引用して、ワクチン接種は非科学的であり、ワクチンパスポートなるものは非接種者を差別することになりうるとし、また、令和3年4月に、Wall street journal にて、スタンフォード大学教授 (Jay Battacharya) と共に、ワクチンパスポートなるものは社会を害するだけで役には立たないと警告してある。

- 4 さらに、イスラエル保健省の発表によると、ファイザー製ワクチンについて、令和3年5月2日から同年7月17日までの重症化予防効果は、98%→93%→91%と漸減してをり、その期間での感染予防効果については、94%→64%→39%と激減してゐるのである。

- 5 また、仮に、重症化予防効果しかないのであれば、感染してゐない健康な者にワクチンを接種して殺すよりも、副作用の少ない治療薬 (イベルメクチン、ロナプリーブなど) を感染した軽症者に対して早期に投薬して重症化予防を行つて完治させることができる。

これまで、武漢ウイルス感染症に対する治療薬として、抗寄生虫薬であるイベルメクチン、エボラ出血熱治療薬であるレムデシビル、ステロイド薬であるデキサメタゾン、リウマチ治療薬であるバリシチニブなどが、主として、重症者の治療薬として特例承認がなされ、あるいは、医師と患者の合意を条件に転用使用が認められてきたが、軽症者を自宅待機させて重症化するまで対症療法しかしてゐない。

- 6 ワクチンの効果も重症化予防しかないのであれば、同じく重症化予防効果のある治療薬により、中等症化や重症化する前に、軽症者に対して重症化予防のための治療薬を早期に投薬する医療方針に転換すべきなのである。国民全員に対するワクチン接種による「予防政策」から、軽症者に対する治療薬投与による「治療政策」へと保健政策を大転換する必要がある。そして、武漢ウイルス感染症の指定を取消すか、あるいはインフルエンザと同じ5類に変更することによつて、国民は、ワクチンからもマスクからも解放される。

※ マスク着用義務の不存在

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第4条第1項には、「事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び感染の拡大の防止に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。」とある。
- 2 ここには、「予防及び感染の拡大の防止」と「新型インフルエンザ等対策」に協力する努力義務が謳はれてゐるが、具体的に、マスクの着用やその着用方法などについて定めたものではなく、マスク着用義務は規定されてゐない。
- 3 また、同法第75条には、「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための

手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。」とあり、同法第 4 条第 1 項の努力義務の具体的な態様として、マスク着用義務を定めうる政令への委任がなされてゐるが、マスク着用義務を定めた政令の規定は存在しない。

※ マスクの無益性について

- 1 マスクの効用等については、科学的根拠に強い疑問がある。いはゆるスペイン風邪と呼ばれた新型インフルエンザウイルス（H1N1）は、当時の世界人口 18 億人のうち、半数から 3 分の 1 程度（少なくとも 5 億人程度）が感染し、5000 万人以上が死亡したとされる。その時期において、アメリカでは、サンフランシスコ市衛生局の最高保健責任者として市保健委員会委員長を務めたウィリアム・C・ハスラーの主導で、大正 7 年 10 月に「マスク着用条例」が制定され、第一次世界大戦における愛国心を煽つてスペイン風邪を押さへ込んだとされるが、戦争が終はつてクリスマスになると、人々はマスクをするのを嫌がつて着用しなくなり、感染がさらに拡散したとされてゐる。これがマスクの効用神話の始まりである。
- 2 しかし、現在、アメリカにおいて、マスクの着用者群と非着用者群の比較において、前者の方が感染者が多かつたとの調査結果もある。一般に、鼻呼吸では感染リスクが低い、口呼吸では高い。マスクをしながら声を出して話をする、口呼吸が増えて感染リスクが高まる。マスクを着用すると、呼吸が浅くなり酸欠になつてストレスが高まり疲労がたまる。高温または多湿の環境や季節においてマスクを着用すると体熱放散作用が妨げられて熱中症のリスクが高まる。マスクをした場合でも、マスクをしない場合と比較しても 60～80%程度はウイルスに暴露するため、特に、長時間のマスク着用は、却つて感染のリスクが高まる可能性がある。
- 3 また、他人に感染させないためにマスクを着用しても、それでもウイルスは飛散する。PCR 検査陽性の無症状感染者の感染力はないのであるから、ウイルス飛散を防止するためのマスク着用は有害無益である。また、大多数の人は非感染者であるのでマスクは無用であり、有症状感染者のみにマスク着用を奨励することで足りる。
- 4 国は、国民の全員がマスクを着用した形相で生活する「新しい生活様式」といふ異様で異常な社会生活の様式を奨励して定着させてはならない。そのやうな生活様式は、国民の文化や伝統などを支へてゐる基層に重大な悪影響を生じさせることになるので、国には、このやうな悍ましいマスク生活様式を国民に強制することを速やかに中止しなければならない義務がある。
- 5 このやうな「新しい生活様式」といふ異様で異常な社会生活の様式は、コミュニケーション障害や子どもの発達障害を引き起こすといふ大きな問題を招くこととなり、社会全体の国民生活の根幹を歪めてしまふことになる。

※ マスクの危険性について

- 1 マスク着用によつて、鼻呼吸が妨げられ口呼吸を誘発することになり、軽い酸欠状態を引き起こし、熱交換が不完全となつて熱中症等の原因になる。また、マスク製造

過程での薬品等や接触によるアレルギー性などの皮膚炎や、マスク内での雑菌繁殖による健康被害などを引き起こすのであつて、マスクによつて顔を覆ふ状態でのコミュニケーションの障害によつて、特に、子供の成長に致命的な支障をきたすことになる。

2 これらについては、医学論文等が存在する。マスクにより酸欠状態になり SpO2 が低下する (PMID:18500410) のであり、マスクの使用とインフル感染の予防効果を示した研究は存在しない (PMID:22188875) のである。また、感染リスクを減らすマスクの有効性を支持するエビデンスはほぼ皆無である (PMID:20092668)。

3 現に、WHO は、令和 2 年 6 月 5 日まで、健康な人がマスクを着用すべきだと判断するには十分な証拠はないとしてみたのである。「鼻呼吸こそが天然のマスク」(元岡山大学病院・岡崎好秀) であつて、感染爆発とされてゐる今だからこそ鼻呼吸によつて免疫力を高め、体を強くするためにマスクを外すべきなのである。

【運動資金カンパのお願い】

反ワクチン運動は、世界的な広がりがあり、ドイツ、アメリカ、カナダなどで、CDC や製薬会社などに対する訴訟を提起してゐるドイツのライナー・フルミッヒ弁護士らと我々が国際連携をして全世界規模のジェノサイドに抵抗する運動を展開してゐます。

メディアは反ワクチン訴訟が提訴されたことの報道を一切しません。メディアに露出する学者、医師などはすべてワクチン利権に絡め取られて真実を語れない者ばかりです。

それでも我々はこれらの訴訟を国民代表訴訟として提起し、全国の多くの支援者らとの連携により救国運動を展開します。是非とも皆様からのご支援と御協力をお願いします。

「反ワクチン運動基金」(代表 弁護士 木原功仁哉(きはらくにや))

みなと銀行(0562)本店営業部(011) 普通預金 1993061

私たちの活動の詳細については、以下にアクセスして確認してみてください。

<https://kihara-law.jp/>